

平成20年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第1号

平成20年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">小中学校課</td> <td>就学助成担当、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>総務担当、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高等学校課</td> <td>学事担当、管理係、指導係 高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td>家庭・地域教育課</td> <td>管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>人権教育課</td> <td>社会教育担当、学校教育担当 略</td> </tr> </table>	略		小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係	特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係	略		高等学校課	学事担当、管理係、指導係 高校改革推進室	家庭・地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係	略		人権教育課	社会教育担当、学校教育担当 略	<p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">小中学校課</td> <td>就学助成係、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育室</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高等学校課</td> <td>学事係、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td>家庭・地域教育課</td> <td>管理係、家庭・地域教育係 生涯学習振興室 市町村振興担当、県民振興担当</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>人権教育課</td> <td>人権推進担当、同和教育担当 略</td> </tr> </table>	略		小中学校課	就学助成係、管理係、指導係	特別支援教育室		略		高等学校課	学事係、管理係、指導係	家庭・地域教育課	管理係、家庭・地域教育係 生涯学習振興室 市町村振興担当、県民振興担当	略		人権教育課	人権推進担当、同和教育担当 略
略																																	
小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係																																
特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係																																
略																																	
高等学校課	学事担当、管理係、指導係 高校改革推進室																																
家庭・地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係																																
略																																	
人権教育課	社会教育担当、学校教育担当 略																																
略																																	
小中学校課	就学助成係、管理係、指導係																																
特別支援教育室																																	
略																																	
高等学校課	学事係、管理係、指導係																																
家庭・地域教育課	管理係、家庭・地域教育係 生涯学習振興室 市町村振興担当、県民振興担当																																
略																																	
人権教育課	人権推進担当、同和教育担当 略																																

文化財課	管理担当、文化財係
	略
略	
体育保健課	管理担当、健康教育係、体育係
	係
略	

(各課等の分掌事務)

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課～小中学校課 略

特別支援教育課

(1)～(7) 略

教育センター～人権教育課 略

文化財課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

博物館～スポーツセンター 略

(職制)

第6条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

文化課	管理係、文化財係
	略
略	
体育保健課	管理係、健康教育係、体育係
略	

(各課等の分掌事務)

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課～小中学校課 略

特別支援教育室

(1)～(7) 略

教育センター～人権教育課 略

文化課

(1) 芸術文化の振興に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

博物館～スポーツセンター 略

(職制)

第6条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を置くことができる。

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲</p>

掲げる係及び担当（以下「係等」という。）を置く。	掲げる係及び担当（以下「係等」という。）を置く。								
<table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係・設備係</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	総務課	総務係・設備係	略		<table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>庶務係・設備係</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	総務課	庶務係・設備係	略	
総務課	総務係・設備係								
略									
総務課	庶務係・設備係								
略									
2 略	2 略								

（鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則（平成7年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 スポーツセンターに、<u>総務担当</u>、生涯スポーツ係及び競技スポーツ係を置く。</p> <p>2 <u>係及び担当（以下「係等」という。）</u>の分掌事務は、所長が定める。</p> <p>3 所長は、<u>係等</u>の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。</p> <p>（職員の種類及び職）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 スポーツセンターの職員の職は、所長、次長、<u>主幹</u>、係長、<u>副主幹</u>、指導主事及び主事とする。</p>	<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 スポーツセンターに、<u>総務係</u>、生涯スポーツ係及び競技スポーツ係を置く。</p> <p>2 係の分掌事務は、所長が定める。</p> <p>3 所長は、<u>係</u>の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。</p> <p>（職員の種類及び職）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 スポーツセンターの職員の職は、所長、次長、係長、指導主事及び主事とする。</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。